

令和5年度 市民税・県民税 兼 国民健康保険税申告書の書き方

市・県民税の申告について

前年1月1日～12月31日までの1年間の収入等について申告書を記入し、申告期限内に提出をお願いします。

また、収入がない方でも、市県民税に関する諸証明（所得証明・課税証明・非課税証明等）や、国民健康保険税等の基礎資料となりますので、申告書を提出してください。

なお、前年中に宮古島市に転入された方については、前年実績がありませんので申告書を送付しております。（下記「申告書の提出をしなくてもよい方」に該当する場合は提出不要です。）

申告書の提出をしなくてもよい方

- ①所得税の確定申告書を提出した方
- ②前年中に給与所得だけの方で勤務先から給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されている方
- ③65歳以上の公的年金収入のみの方で、年金収入が148万円以内の人（障害者年金収入・遺族年金収入のみの方は申告が必要です。）

申告期限は3月15日です。

申告書は原則として3月15日までに提出することになっていますが、納税者の申告事務の便宜を図ることにより、できるだけ多くの皆さんが申告を済ませてもらうため、申告の相談、受付又は申告の指導を行いますので、皆様方の御協力をお願い致します。

給与所得、公的年金等に係る雑所得の求め方

○給与所得金額の速算表

給与収入金額（円）	給与所得金額（円）
1 ～ 550,999	0
551,000 ～ 1,618,999	収入金額 - 550,000 ※
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000 ※
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000 ※
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000 ※
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000 ※
1,628,000 ～ 1,799,999	収入金額 ÷ 4 = A (千円未満切り捨て) A × 2.4 + 100,000 ※
1,800,000 ～ 3,599,999	A × 2.8 - 80,000 ※
3,600,000 ～ 6,599,999	A × 3.2 - 440,000 ※
6,600,000 ～ 8,499,999	収入金額 × 0.9 - 1,100,000 ※
8,500,000 以上	収入金額 - 1,950,000 ※

※裏面の条件に該当する場合は、所得金額から更に所得金額調整控除額が差し引かれます。

所得金額調整控除額については裏面の計算方法にて算出してください。

（計算例）※所得金額調整控除を除く

- ①年間1,200,000円の給与収入 → 1,200,000 - 550,000 = 給与所得650,000
②年間3,599,999円の給与収入 → 3,599,999 ÷ 4 = 899,999 (千円未満切り捨て = 899,000)
899,000 × 2.8 - 80,000 = 給与所得2,437,200

○公的年金等に係る雑所得の速算表（恩給や遺族・障害年金など非課税の年金は除く）

年齢※	公的年金等の収入金額（円）A	公的年金等の雑所得（円）		
		公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額※	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下
65歳未満	1～1,299,999	A - 600,000	A - 600,000	A - 400,000
	1,300,000～4,099,999	A × 0.75 - 275,000	A × 0.75 - 175,000	A × 0.75 - 75,000
	4,100,000～7,699,999	A × 0.85 - 685,000	A × 0.85 - 585,000	A × 0.85 - 485,000
	7,700,000～9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000	A × 0.95 - 1,355,000	A × 0.95 - 1,255,000
	10,000,000以上	A - 1,955,000	A - 1,855,000	A - 1,755,000
65歳以上	1～3,299,999	A - 1,100,000	A - 1,000,000	A - 900,000
	3,300,000～4,099,999	A × 0.75 - 275,000	A × 0.75 - 175,000	A × 0.75 - 75,000
	4,100,000～7,699,999	A × 0.85 - 685,000	A × 0.85 - 585,000	A × 0.85 - 485,000
	7,700,000～9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000	A × 0.95 - 1,355,000	A × 0.95 - 1,255,000
	10,000,000以上	A - 1,955,000	A - 1,855,000	A - 1,755,000

※今年の1月1日時点の年齢となります。

※「公的年金等雑所得以外の所得に掛かる合計金額」は、所得金額調整控除後の合計所得となります。

（計算例）年間1,300,000円の年金収入かつ公的年金等雑所得以外の合計所得が1,000万円以下

①65歳未満 → 1,300,000 × 0.75 - 275,000 = 公的年金等雑所得700,000円

②65歳以上 → 1,300,000 - 1,100,000 = 公的年金等雑所得200,000円

各種控除について

次の項目は所得から差し引くことのできる大切なものです。領収書等により確認しますので集めてください。

雑損控除：災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた方
あなたや前年分の所得金額が48万円以下の配偶者その他の親族であなたと生計を一にしている人の分が該当します。「損害金額－保険金で補てんされる金額」の金額（A）を基とした計算した次の①と②のいずれか多い方の金額

- ①Aの金額－（所得金額の合計額×10%）
②Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円

医療費控除等：医療費等の控除について以下のいずれかを選択する事が出来ます。
・医療費の支払いがあった方
あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために前年中に支払った医療費

※限度額200万円
（支払った医療費－保険金等で補てんされる金額）－（総所得金額等×5%または10万円のいずれか少ない方の金額）

・特定一般用医薬品等購入費の支払いがあった方
（セルフメディケーション税制）
健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費

※限度額8万8千円
支払った金額－保険金等で補てんされる金額－1万2千円

社会保険料控除：国民健康保険税、国民年金保険などの社会保険料を支払った方
あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することになっている社会保険料で、あなたが支払ったり、給与から差し引かれていた場合に記入します。支払った金額すべてが控除対象となります。

小規模企業共済等掛金控除：小規模企業共済等掛金を支払っている方
小規模企業共済法に基づく掛金を記入します。

生命保険料控除：生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った方
あなたが前年中に支払った生命保険料（新、旧）、個人年金保険料（新、旧）、介護医療保険料があれば各々の支払金額から配当金等を差引いた金額を記入します。

地震保険料控除：地震保険料や長期損害保険料を支払った方
あなたが前年中に支払った地震保険料があれば支払金額から剰余金や割戻金を差引いた金額を長期損害保険（平成18年12月31日までに契約締結）と地震保険料に区分して記入します。

本人の控除及び扶養控除について

あなたやあなたが扶養している人について記入してください。

寡婦（ひとり親）控除：あなたが次の項目に該当する場合の控除です。
(1) 寡婦：①夫と離婚後に婚姻をしておらず、子以外の扶養親族がいる。さらに合計所得金額が500万円以下かつ住民票に未届の夫の記載がない方
②夫と死別後に婚姻をしておらず、又は夫の生死があきらかでないさらに合計所得金額が500万円以下かつ住民票に未届の夫の記載がない方
(2) ひとり親：夫（妻）と死別、離婚後に婚姻をしていない、又は夫（妻）の生死があきらかでない、又は未婚のいずれかである。さらに生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下かつ住民票に未届の夫（妻）の記載がない方。

勤労学生控除：大学・高校または一定の専修学校などの学生か生徒で合計所得金額が75万円以下であり、かつそのうち勤労に基づかない所得が10万円以下の方。

障害者控除：あなたや扶養親族が身体障害者手帳や療育手帳または精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている場合に該当します。氏名と障害の程度を記入してください。

(1) 特別障害者：身体障害者手帳で1級か2級の方か療育手帳でAの方。または精神障害者保健福祉手帳で1級の方。
(2) 普通障害者：身体障害者手帳で3級以下の方か療育手帳でBの方。または精神障害者保健福祉手帳で2級か3級の方。

配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者：あなたと生計を一にしている妻または夫（内縁関係は含まない）で、前年の合計所得が48万円以下の方（青色事業専従者を除く）が同一生計配偶者に該当します。同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得が1,000万円以下の場合、配偶者控除の対象となります。また、あなたの合計所得が1,000万円以下で生計を一にする妻または夫（内縁関係は含まない）を有し、配偶者の前年中の所得が48万円超133万円以下の場合、双方の合計所得に応じた配偶者特別控除が受けられます。配偶者の氏名、生年月日、合計所得金額を記入してください。

扶養控除：あなたと生計を一にする親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下の方が該当します。氏名、生年月日、同居・別居の区分、続柄の別を記入してください。

平成24年度より16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されましたが、住民税の算定のためには16歳未満も含めた扶養親族の情報が必要です。記入漏れのないようご注意ください。

記載例（表）

令和5年度（令和4年分）
市民税・県民税 兼 国民健康保険税 申告書
（令和4年1月1日から令和4年12月31日までの所得）

世帯番号	連絡番号	氏名又は職業
住 所	宮古島市〇〇〇△△△	卸売業
フリガナ	ミヤコジマ タロウ	電話（012）345-6789
氏 名	宮古島 太郎	生年月日 明・大・〇・平 34 年 10 月 5 日
個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	世帯主の氏名 結婚 宮古島 太郎（本人）

令和5年2月15日提出

領収書を持参してください。
※国民年金の支払証明書は年金事務所が発行

雑損控除	損害金額	保険金等で補てんされる金額	差引損額（A-B）	雑損控除額
27 医療費控除	支払った医療費等 A	保険金等で補てんされる金額 B	A-B（1万円未満は1万円とみなす）	雑損控除額
13 社会保険料控除	A国民健康保険税 B介護保険料 C国民年金保険料 Dその他の社会保険料		合計 A+B+C+D	雑損控除額
14 小規模企業共済等掛金控除				雑損控除額
15 生命保険料控除	契約内容 新 旧	支払った保険料 雑損控除額		雑損控除額
16 地震保険料控除	旧長期保険料の計 地震保険料の計			雑損控除額
17～20 寡婦・ひとり親 勤労学生 障害者	氏名 宮古島 花子 個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	収入金額（給与・年金・他） 300,000 円	障害の程度 身体・精神・療育・他 3 級（度）	雑損控除額
21～22 別居の扶養親族等に関する事項	氏名 住 所			雑損控除額

（特定扶養 H12. 1. 2～H16. 1. 1）（老人扶養 S28. 1. 1 以前）（16歳未満 H19. 1. 2 以後）
6 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の住民税の納税方法
□ 給与から差し引き（特別徴収） □ 自分で納付（普通徴収）

受 付	入 力
連絡番号	
連番	

◎申告についてのお問い合わせは
宮古島市役所 総務部税務課 市民税係
電話 0980-72-3751

電話番号を記入してください。

※確定申告書（税務署）を提出した方は、この申告書を提出する必要はありません。

